

さんりーな「パスポート会員」会員規約

第1条 施設名称

本施設は、東遠カルチャーパーク総合体育館「さんりーな」と称します。（以下「本施設」）

第2条 所在地

本施設の所在地は掛川市大池 2250 番地とします。

第3条 施設営業日・営業時間

本施設は別表で定める営業日及び営業時間に基づき営業します。

第4条 施設休館日

本施設は別表で定める休館日は休館とします。

第5条 管理・運営体制

本施設は、本施設の指定管理者である掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体（以下「管理者」）が管理・運営します。

第6条 目的

パスポート会員（以下「会員」）の利用を通じ、心身の健康維持、増進を図るとともに、会員相互の明るいコミュニケーションを築き、豊かで快適にスポーツすることを目的とします。

第7条 入会、入館資格

入会とは、会員の資格を得ることを言い、入会をしようとするときは、所定の入会申込書を提出することにより入会ができます。会員は、本規約及び本施設の制定した規則を遵守するものとします。以下の各項に該当する者は、入会、入館を認めません。

- 1) 中学生以下の者（18歳未満・高校生は、親権者の同意を必要とします）
- 2) 入れ墨のある者
- 3) 覚醒剤・薬物等の常用者又は中毒者
- 4) 医師が健康的に無理と認めた場合
- 5) 暴力団又は関係者
- 6) 公序良俗に反する者
- 7) 管理者が不適当と認めた者

第8条 会員の種類

会員の種類については別表にて定めます。

第9条 施設利用範囲

会員の施設利用範囲については別表にて定めます。

第10条 月会費

会員は、別表に定める所定の月会費を納めなければなりません。納入方法は、開始月のみ現金支払いによる前納とし、翌月以降は指定金融機関より自動振替となり、当月分は翌月の5日（金融機関が休日の場合はその翌日）に引き落としされます。年間会員にあたっては全額現金支払いによる前納とします。

第11条 退会・休会・会員種類の変更

パスポート会員における退会、休会、変更は次のとおりになります。

- 1) 退会とは、会員及び会費の支払いを中止することを言います
- 2) 休会とは、会員資格を継続するが月単位で活動を一時休止することを言います
休会期間中の月会費は請求しません。（最長6ヶ月）
- 3) 変更とは、会員種類を変更することを言います

毎月25日（休館日の場合はその前日）までに所定の届出書を提出することで、会員は翌月から退会、休会、種類の変更をすることができます。

期日までに申し出がない場合は、承ることができません。

各種手続きは窓口での申請を受け付けております。電話での申請は出来ません。

退会、休会については、WEBでの申請も受け付けております。

休会を延長する場合は、休会最終月の25日までに再度届書を提出することにより延長ができます。尚、利用実態に関係なく、届書が提出されない限り会費支払義務は発生するものとします。ただし、以下の各項に該当する場合は退会、休会または会員種類の変更ができません。

- I) 月会費の日割り制度にて入会した会員の、日割りを適用した入会月の月末限りでの退会
- II) 年間会員の休会
- III) 年間会員の利用年途中での会員種類の変更

第12条 各種手続き

各種手続きは会員本人またはご家族の方のみ可能となります。会員が18歳未満の場合は保護者の同意が必要となり、18歳未満の方が手続きを行うことはできません。

第13条 会費の滞納

原則として、会費の滞納は認めません。会費の滞納が発生した場合は、翌月の会費請求時に滞納分をまとめて自動振替をいたします。

また、滞納振替手数料が発生し、滞納分と同時に自動振替いたします。

滞納が3ヶ月間続いた場合、または同年度内で滞納回数が合計3回となった場合は、自動的に事務局で退会の処理をします。

第14条 会員証

会員に対して会員証を発行します。会員がプール・トレーニング室またはプログラムを利用する際は、必ず会員証を提示しなければなりません。また、会員証の貸与、譲渡は認めません。会員証の紛失、破損、盗難等の場合は、すみやかに本施設に届出を行い、再発行の手続きをおとりください。再発行の際は、再発行手数料が発生いたします。会員を退会する場合、最終利用月を過ぎた会員証は無効とします。退会時、会員証の返却は不要となります。

第15条 変更事項の届出

会員は、住所、氏名、電話番号等入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに所定の届書を本施設へ提出するものとします。

第16条 会費等の変更

管理者は本規約に基づいて会員が負担すべき会費等を管理者の都合により変更できるものとします。その場合は、変更の内容を1ヶ月前より提示することとします。

第17条 会費等の返還

納入した会費等については返還いたしません。

第18条 入場禁止、退場

会員が以下の各項に該当すると管理者が認めた場合には、入場禁止又は退場を命じることがあります。

- 1) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき
- 2) 酒気を帯びているとき
- 3) 本規約その他管理者の定める規則に違反したとき又は係員の指示に従わないとき
- 4) 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき
- 5) 管理者が不相当と認めた場合

第19条 除名

以下の各項に該当する場合には除名とします。

- 1) 入会時の申込書に虚偽、偽りを申し出た場合
- 2) 諸規則に違反したとき
- 3) 会員として、施設の名誉を傷つけたり、秩序を乱したとき
- 4) 施設、設備等を故意又は重大な過失により破損したとき
- 5) 会費の納入がない場合
- 6) 管理者が会員として不相当と認めた場合

第20条 会員のモラル

会員は、以下の項目について遵守することとします。

- 1) 本施設の秩序を守り、本施設の目的にそうように協力します。
- 2) 管理者の管理、指導に従わないために起きた事故、盗難等について、管理者は責任を負いません。
- 3) 施設内においては、係員の指示に従います。
- 4) その他注意事項に従います。

第21条 施設の利用制限、閉鎖

管理者は次の事由により、施設の一部又は全部の利用を制限又は閉鎖することができます。この場合、会員は補償その他何等の請求、異議申し立てをすることができないものとします。

- 1) 気象、災害、社会経済情勢の著しい変動等により開業が不可能なとき
- 2) 施設の改善又は修理のとき
- 3) 管理者が企画し、実施する諸活動を行うとき
- 4) 経営上重大な理由があるとき
- 5) 会員は、本施設の利用に際し、別に定める規定に従うものとします。会員は、管理者の許可なく本施設内での商業行為、政治的、宗教的活動又はこれに類する行為等は禁止します。
- 6) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢・経済状況等によるとき
- 7) 運営上必要と認めたとき
- 8) その他やむを得ない事由が発生したとき

第22条 損害賠償

- 1) 本施設の諸施設利用に際して、会員本人又は第三者に生じた人的、物的事故については、管理者は一切損害賠償の責を負わないものとします。会員が同伴したビジターにも同様とします。ただし、管理者に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- 2) 会員又は同伴したビジターが本施設の施設利用に際して、本施設又は第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその賠償の責に任ずるものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責任に任ずるものとします。
- 3) 本施設及び駐車場等で発生した盗難・障害・その他の事故について、管理者は一切の責任を負わないものとします。

第23条 個人情報保護

本施設が保有する会員の個人情報はスポーツ協会が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第24条 規約の改正

管理者は規約を改定することができます。規約の改定をするときは、管理者は改定の1ヶ月前までに告知するものとし、改定した規約の効力は全会員に及ぶものとします。

附則 この規約は、平成29年4月1日より施行するものとします。

附則 この規約は、令和6年5月1日より施行するものとします。

附則 この規約は、令和7年4月1日より施行するものとします。